

仙台市外国人材専門学校学費補助金に係る主な質問と回答

	質問	回答
1	どのような場合に補助対象となるか。	仙台市内で介護サービス事業所を運営する事業者が外国人材を受け入れ、外国人材の専門学校就学に係る経費を負担した場合に補助します。
2	1施設あたり何人まで補助をうけられるか。	補助の対象となる外国人材は一法人当たり2名を上限とします。
3	申請はいつ行えばよいか。	外国人材が当該年度の就学を開始した時点から申請いただけますが、申請いただく件数等の把握のため事業年度の5月程度を目安に申請書類をご提出ください。
4	補助金の申請をする場合はどのような手続きが必要か。	様式第1号仙台市外国人材専門学校学費補助金交付申請書と所定の添付資料と一緒に、当課へ送付して申請してください。 書類の記入方法については、HPの記入例を参考いただき、不明な点等は当課までお問い合わせください。
5	在学中の専門学校を休学、停学した場合はどうなるか。	休学や停学となった場合でも、要件とする進級や卒業が可能である場合には補助対象となります。進級や卒業の要件が満たせない場合には補助対象となりませんので、様式第4号にて補助金の廃止承認申請書を提出してください。
6	外国人材が退学した場合はどのような手続きが必要か。	退学した場合は、要件とする進級や卒業が困難になることから、補助対象となりません。様式第4号にて補助金の廃止承認申請書を提出してください。
7	養成施設を卒業後、さらに別の学校に進学する場合はどのような手続きが必要か。	卒業後は、受入事業所で勤務することを想定していることから、別の学校に進学する場合には補助金の対象外となります。進学することが分かった時点でご相談ください。
8	卒業後、在学中に働いていた施設と別な施設で勤務することになった場合はどうなるか。	卒業後に就学中にアルバイト等で勤務していた施設とは異なる施設で働き始めた場合でも問題ありません(市内の介護サービス事業所での勤務に限ります)。勤務開始から1年後に様式第9号の提出により現況報告を行っていただきます。
9	卒業後、介護福祉士の資格を取得したが、規定の業務に従事できなかった場合はどうなるか。	受入事業所にて勤務することができていれば、補助対象となります。
10	法人本部は市外にあり、市内で介護サービス事業所を行っているが対象となるか。	市内で介護サービス事業所を運営する法人であり、かつ外国人材の受入事業所が市内にあれば本部が市外にあっても対象となります。
11	専門学校を対象としているが、短大や大学の福祉課程に在籍している外国人材は対象となるか。	当補助金においては、専門学校に在籍する外国人材を対象としているため、大学等の養成校に在籍する外国人材は対象になりません。
12	専門学校についての要件等はあるか？	外国人材が在籍する専門学校は、介護福祉士養成校である必要がありますが、立地や本部が市内にあること等の要件はありません。
13	補助金申請の締め切りはあるか。	特段、申請の締め切りは設定しておりませんが、申請順で受け付けるため申請額が予算額に達した場合その時点で受付を終了しますのでご留意ください。

仙台市外国人材専門学校学費補助金に係る主な質問と回答

	質問	回答
14	県の介護福祉士養成に係る補助金を受けているが、この補助金は使えるか？	第6条にて、他の補助を受けていないことを要件としているため、当該外国人材が他の類似する補助制度を受けている場合は対象となりません。補助制度を受けていない外国人材であれば対象となります。 例)宮城県の外国人外国人材支援事業補助金を利用する場合 ①学費や入学準備金の項目で補助を受けている→本市補助金の補助対象外です ②居住費などの生活費の項目のみ補助を受け居ている→本市補助金に補助対象です ※判断が難しい場合には個別にご相談ください。
15	在学中の外国人材の就労について条件はあるか。	特段の要件はございませんので、何らかの形態で就労していることが要件となります。
16	外国人材の卒業、進級はどんな書類で確認するのか。	当課HPに格納されている「終了・学費完納・在学証明書」(任意様式)等を在学する専門学校より発行いただけてください。もしくはそれに準じる書類で確認します。詳しくは、在籍する専門学校へお問い合わせください。
17	いつ支払った経費が対象となるのか。	当該年度の就学に係る費用を対象とします。令和6年度に入学した外国人材の場合、支払い時期に関わらず、入学の選考に係る費用、入学金、1年次の学費が対象となります。令和5年度に入学し、在籍中の外国人材については、支払時期に関わらず2年次の学費が対象となります。
18	入学の選考にかかる経費とはどのようなものか。	入学試験を受けるための検定料、受験料が対象となります。なお、経費については受入事業者が全額を負担していることとします。
19	その他就学に必要な経費とはどのようなものか。	教科書代や教材費、実習に係る費用等で、学費以外で就学に要する費用を想定しています。該当の可否についてはご相談ください。
20	消費税を含まない、とあるが、学費等は消費税を含んでいるのか。	タックスアンサーNo.6233をご参考いただけますが、近隣の税務署や通学する専門学校にもご確認ください。検定済教科書以外の書籍等、課税対象となる費用については税抜の金額を算定の根拠とします。
21	一年次とはどのような区切りか。	2年間の就学期間のうち、1年生時、2年生時を対象とします。留年等により、前年度と同様の学年に在籍する場合には、その期間は対象となりません。
22	複数名の外国人材を受け入れるが、複数人で申請してもよいか。	1法人当たりの上限を2名としておりますので、2名までの申請であれば受け付けることができます。
23	変更の申請はどのような場合に必要か。	授業料や、就学に要する費用に変更があった場合や、外国人材が勤務する施設が変わった場合等を想定しておりますが、該当の可否についてはご相談ください。
24	「就労ができないやむを得ない事情」とはどのようなものか。	個別の事情によりますので、詳しくはご相談ください。
25	職名は何をかけばよいか。	外国人材が介護施設で就労している場合には記載してください。(アルバイト等) 就労していない場合には記載は不要です。
26	外国人材の氏名は、現地名、カタカナ等どのようにかけば良いか	日本語名と英語名のいずれでも構いません。添付資料となる在籍していることが分かる資料等と同一の標記となるように記載してください。

仙台市外国人材専門学校学費補助金に係る主な質問と回答

	質問	回答
27	在留資格「留学」が分かる資料とどのようなものか	パスポートの写しや、在留カードの写し等で確認します。
28	学費は非課税だが、添付資料2にはどのようなにかけばよいか	税込と税抜で、同じ金額をご記入ください。
29	R6年度に入学準備中→R7の入学を予定している。令和6年度に申請は可能か。	申請年度に在学している場合に補助対象となりますので、令和6年度中は補助対象となりません。
30	「法人が経費を負担した場合」というのは、外国人材個人が経費を支払い、その費用を法人が個人に支払った場合も対象となるか。	個人名義の領収書等にて、法人が支払ったことが確認できれば対象となります。
31	外国人材が就労後、2年以内に退職した場合はどのように補助金を返還するのか。	補助対象となった金額について、卒業後の2年間における就労期間で案分して返還いただきます。 例1:2年生在学時に補助金60万円の支給を受けて、12カ月勤務の後退職した →60万円×12カ月/24カ月=30万円を返還 ※詳しい金額については個別にお問い合わせください。